三　令第一条の三第一項第三号又は同項第三号の二に規定する貸付けに係る土地又は借地権を譲渡する場合にあつては、当該土地又は借地権の取得及び土地の造成に要した費用、当該土地又は借地権を取得し、及び土地を造成するため借り入れた資金の利息、当該土地又は借地権の譲渡のために通常必要な費用等を参酌して公庫が承認した額

2　地方公共団体等以外の譲渡人又は土地譲渡人は、特別の事情のある場合においてやむを得ないときは、前項の規定にかかわらず、主務大臣の承認を得て、譲渡価額を別に定めることができる。

（譲渡人等が地方公共団体等である場合の譲渡価額）

第二十八条　法第三十五条の二第二項に規定する主務大臣が定める譲渡価額は、次のとおりとする。

一　住宅を譲渡する場合における住宅の譲渡価額は、住宅の建設費又は購入価額、住宅を建設し、又は購入するため借り入れた資金の利息（公庫以外の者から借り入れた資金については、その額に利率年九パーセントを乗じて得た額を限度とする。）、住宅の建設費又は購入価額から当該借り入れた資金に相当する額を差し引いた額に利率年七・五パーセントを乗じて得た額、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第四十一条第一項第一号に規定する保証委託契約に係る保証料若しくは同項第二号に規定する保証保険契約に係る保険料又は同法第四十一条の二第一項第一号に規定する手付金等寄託契約に係る寄託手数料（以下「保証料等」という。）及び住宅の譲渡のために必要な事務経費について公庫が承認した額を合計した金額

二　住宅に付随して土地又は借地権を譲渡する場合における土地又は借地権の譲渡価額は、土地又は借地権の取得に要した費用、土地又は借地権を取得するため借り入れた資金の利息（公庫以外の者から借り入れた資金については、その額に利率年九パーセントを乗じて得た額を限度とする。）、土地又は借地権の取得に要した費用から当該借り入れた資金に相当する額を差し引いた額に利率年七・五パーセントを乗じて得た額、保証料等並びに住宅の建設に併せて設置した公共の用に供する施設等の維持、補修その他の管理に要する費用及び土地又は借地権の譲渡のために必要な事務経費について公庫が承認した額を合計した金額

三　法第十九条第一項第三号ホに規定する者に対する同号の貸付金に係る一団地の土地を区画して譲渡する場合又は一団地の土地に係る借地権を分割して譲渡する場合におけるそれぞれの画地又は借地権の譲渡価額は、それぞれの画地又は借地権の譲渡価額の合計が一団地の土地又は一団地の土地に係る借地権の取得に要した費用及び一団地の土地の造成に要した費用（以下「取得造成費」という。）、一団地の土地又は一団地の土地に係る借地権を取得し、一団地の土地を造成するため借り入れた資金の利息（公庫以外の者から借り入れた資金については、その額に利率年九パーセントを乗じて得た額を限度とする。）、取得造成費から当該借り入れた資金に相当する額を差し引いた額に利率年七・五パーセントを乗じて得た額、保証料等並びに一団地の土地の造成により設置した公共の用に供する施設等の維持、補修その他の管理に要する費用（以下「管理費」という。）及び一団地の土地又は一団地の土地に係る借地権の譲渡のために必要な事務経費（以下「譲渡事務経費」という。）について公庫が承認した額を合計した金額を超えないように、それぞれの画地又は借地権の目的となつている土地の位置及び品位等を考慮して定めた額

四　法第十九条第一項第三号ホに規定する者に対する同号の貸付金に係る一団地の土地又は一団地の土地に係る借地権を第二十三条第二項の規定による譲受人に譲渡する場合における一団地の土地又は一団地の土地に係る借地権の譲渡価額は、取得造成費、一団地の土地又は一

［条を削る。］